平成２５年（フ）第２２４号
岡山県倉敷市北畝６丁目２番34号　ウィステリアⅢ―101
債務者　大山田　瞳
1　決定年月日時　平成25年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月20日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２５年（フ）第２２６号
岡山県倉敷市福田町古新田264番地４　アンダルシアＡ棟202
債務者　岡野　雅良
1　決定年月日時　平成25年10月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月20日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２５年（フ）第８５３号
東京都八王子市八幡町14番12―104号
債務者　澤田　美香
1　決定年月日時　平成25年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月18日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第４６５号
川崎市麻生区はるひ野３丁目３番10号　ルミエールⅡ　M―101
債務者　並木　エミ（旧姓伊藤）
1　決定年月日時　平成25年10月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月24日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第４７１号
川崎市宮前区野川286番地１　グレース野川308
債務者　平松大三郎
1　決定年月日時　平成25年10月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月24日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第４８５号
川崎市宮前区菅生４丁目４番３号　ＫＴＳビル302
債務者　多武　和宏
1　決定年月日時　平成25年10月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月24日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第４９１号
川崎市中原区上小田中６丁目33番４―305号　市営住宅
債務者　中村裕美子
1　決定年月日時　平成25年10月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月24日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第４９２号
川崎市川崎区追分町８番13―303号　第２佐藤ハイツ
債務者　西濱門吉男
1　決定年月日時　平成25年10月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月24日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第４９５号
川崎市幸区戸手本町１丁目106番地　トーオーハイツ202、前住所川崎市幸区戸手本町２丁目424番地　コーポ幸202
債務者　前島　　実
1　決定年月日時　平成25年10月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月24日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第５１２号
川崎市川崎区観音１丁目２番20号　サニースクエアＡ棟101、前住所川崎市川崎区宮前町７番２号　アオキガーデンヒル宮前Ｌ203
債務者　神谷　裕一
1　決定年月日時　平成25年10月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月24日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第５１８号
川崎市宮前区野川2245番地　県営住宅17―202
債務者　奈良　静江
1　決定年月日時　平成25年10月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月24日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第１８４号
愛知県豊橋市南瓦町32番地の２
債務者　及部　美紀
1　決定年月日時　平成25年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月16日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２５年（フ）第１８８号
愛知県豊橋市飯村町字西山25番地19　408、従前の住所京都府京都市左京区北白川西蔦町28番地　ヴィラ佐藤302
債務者　野沢　尚嗣
1　決定年月日時　平成25年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月16日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２５年（フ）第１８９号
愛知県豊橋市新栄町字一本木５番地３　108
債務者　内藤　直美
1　決定年月日時　平成25年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月16日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２５年（フ）第１８１７号
横浜市鶴見区鶴見中央４丁目26番10号　横浜マンション鶴見304
債務者　森田　佳成
1　決定年月日時　平成25年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部